12 常時使用労働者数・雇用保険被保険者数計算要領(申告書の④・⑤欄について)

令和７年３月31日以前１年間の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。
算定方法は次のとおりです。

(1) 常時使用労働者数＝令和６年度の各月末の使用労働者の合計÷12
(2) 雇用保険被保険者数＝令和６年度の各月末の被保険者数の合計÷12

〈注意〉
- 賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日の使用労働者数の合計とします。
- 令和６年度の中途に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数で割ってください。
- 端数は切り捨ててください。ただし、端数を切り捨てた結果0人となる場合は1人としてください。（記入例５（P.28）の場合、常時使用労働者数（④欄）は、1人としてください。）
- 船きょ・船舶・岸壁・波止場・停車場又は倉庫における貨物取扱の事業の方は、1日平均使用労働者数を記入してください。

13 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主（アスベストの製造、販売を行ってきた事業主）からの特別拠出金と併せて、石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

> 「石綿による健康被害の救済に関する法律」（一般拠出金の徴収及び納付義務）
> 第35条　厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
> ２　労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法（納付時期）

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

①労働保険の年度更新手続
②事業終了（廃止）
⇒ 労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1,000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用はありません。

(4) 算定方法

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満は切り捨て）×一般拠出金率（1,000分の0.02）

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。
そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族（労災補償等の対象とならない方に限る）に対して、同基金から医療費等の支給を行います。
○　救済に関するお問い合わせ先（ホームページ）は以下のとおりです。

・独立行政法人
環境再生保全機構
https://www.erca.go.jp/

・環境省
地方環境事務所
https://www.env.go.jp/region/